



暴 追 だ よ り

(公財)岐阜県暴力追放推進センター

令和6年1月 17 日

No.139

058(277)1613



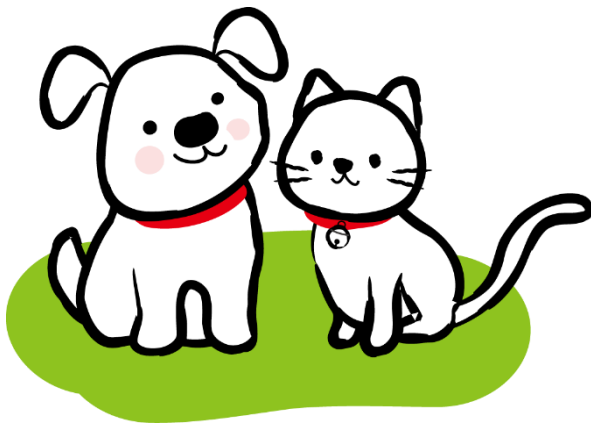
岐阜県暴 追
センターHP
QR コード

相談事例から



【相談の概要】

相談者Aさんは、永年ペットを飼育していたが、家庭の事情でやむを得ず手放すことになってしまいました。里親になってもらえる人を探していたところ、Aさんの友人Bさんから、「知人のZさんが里親になりたい」と言っていることを聞き、Zさんにペットを譲渡することを決めました。



ペットの譲渡は、Zさんに会ってペットを渡すことなく、Bさんに預けてZさんに渡してもらうこととなり、その際、ペットにワクチンを接種していなかったため、ワクチン接種費用相当額の現金とともにペットをBさんに預けた。

後日、Bさんから「Zさんが譲り受けたペットに噛まれた。」と言って

きていると教えられた。最近になりAさん宅の電話に電話番号非通知でZさんから「譲り受けたペットに噛まれた。治療費と慰謝料を請求する。警察に被害届を出す。」などという内容の電話が架かって来るようになった。

Zさんとは、一度も会ったことがなく、Bさんからも住所、氏名、電話番号など聞かされていない。

今後どのように対応すればよいのかとの相談であった。

【指導の概要】

- 治療費等の支払いに応じる必要はない
- 相手からの要求には、明確に拒否の意思表示をする
- 執拗な要求や自宅へ押しかけられた場合は、警察へ相談・通報する

ペットの個人間譲渡では、様々なトラブルが発生しています。安易に譲り渡してしまうと、後々「こんなはずじゃなかった」と後悔することになります。

Webサイトには、個人間でペットを譲渡する場合の注意事項などが掲載されています。次ページに一例を掲載しておきました。これからペットの個人間譲渡をお考えの方がみえましたら、参考にしてください。

⚠️ 個人間譲渡での注意点 ⚠️

✓ 「たくす人」が確認すること

- 動物愛護管理法(別紙)に目を通し、法律を理解しておくこと。また相手にその法律を説明しておく。
- やり取りの中で、引き取り相手が誠実に応対してくれているか気を付ける。
- 相手の身分証明書を確認させてもらう。連絡先を教えてくれるか。
- 飼育経験があるか、飼育ができる知識があるか。
- 万一、飼えなくなった時の対処方法は決まっているか。
- ペットが病気になったとき、適切な治療を受けさせられる経済状況か。
- ペットが飼育できる住宅に住んでいるか。規約により頭数制限や飼育制限はないか。
- すでに飼われているペットはいるか。いる場合、不都合はないか。
- 本人や同居の家族に同意を得ているか。本人や家族に動物アレルギーなどがいないか。
- 受け渡し時に必要となる交通費等の経費について、事前に決めておく。
- 必要に応じて譲渡契約書などを作成する。インターネット上でひな型を入手する。
取り決めに違反した際の返還条件を決めておく。

✓ 「むかえる人」が確認すること

- 動物愛護管理法で定められた販売時重要事項の内容と同等の確認をしておく。
- やり取りの中で、相手が誠実に応対してくれているか。
- 相手の身分証明書を確認させてもらう。連絡先を教えてくれるか。
- 飼えなくなった理由は妥当なものか。
- ペットの健康状態やその処置状況を確認する。
- 受け渡し時に必要となる交通費等の経費について、事前に決めておく。
- 必要に応じて譲渡契約書などを作成する。インターネット上でひな型を入手する。
取り決めに違反した際の返還条件を決めておく。

大垣市が警戒区域に

特定抗争指定暴力団の山口組と神戸山口組の対立抗争を防ぐため、岐阜県公安委員会は、昨年12月に大垣市を暴力団対策法に基づく「警戒区域」に指定しました。

岐阜県では、令和2年1月に岐阜市を警戒区域に指定されており、大

垣市は県内二つの警戒区域の指定となります。

「警戒区域」は、対立抗争による暴力行為で住民の生命身体に重大な危害が加えられる恐れがある場合などに指定され、警戒区域内では、

- 組事務所の新設
- 多数での集会

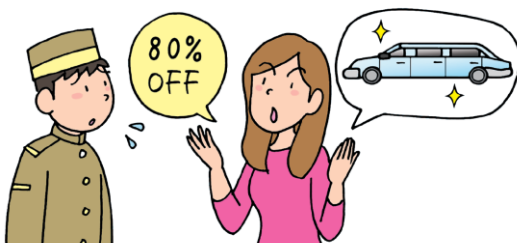
が禁止されます。

旅館業法が改正に

令和5年12月13日、旅館業法が改正されカスタマーハラスメントに当たる特定の要求を行った者の宿泊を拒むことができることとされました。

新たな拒否事由に該当するものの例

- 1 宿泊料の不当な割引や不当な慰謝料、不当な部屋のアップグレード、不当なレイトチェックアウト、不当なアーリーチェックイン、契約にない送迎等、他の宿泊者に対するサービスと比較して過剰なサービスを行うよう繰り返し求める行為



- 2 宿泊サービスに従事する従業員に対し、自身の泊まる部屋の上下左右の部屋に宿泊客を入れないことを繰り返し求める行為
- 3 宿泊サービスに従事する従業員に対し、特定の者にのみ自身の対

応をさせること又は特定の者を出動させないことを繰り返し求める行為

- 4 宿泊サービスに従事する従業員に対し、土下座等の社会的相当性を欠く方法による謝罪を繰り返し求める行為



- 5 泥酔し、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがある宿泊者が、宿泊サービスに従事する従業員に対し、長時間にわたる介抱を繰り返し求める行為
- 6 宿泊サービスに従事する従業員に対し、対面や電話、メール等により、長時間にわたって、または叱責しながら、不当な要求を繰り返し行う行為
- 7 要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不当なもの等

例) 暴行・傷害などの身体的な攻撃、脅迫・侮辱・暴言などの精神的な攻撃、不除去・監禁などの拘束的な行動、差別的な言動、性的な言動など

カスタマーハラスメントは、法律が改正されるほどの大きな社会問題となっております。

カスタマーハラスメントは、どの業界でも態様や要求内容が異なり発生する身近な危機です。

皆様の会社や店舗などでカスタハラが起きた場合の対応方法についての勉強会を行うなど、発生した場合の準備をしておかれることをお勧めします。

不当要求対応研修会

令和5年10月17日、岐阜地方法務局大垣支局では、職員の不当要求行為防止に関する知識と対応能力を向上させるための講習会を開催しました。同講習会に当センター専務理事が講師として「不当要求行為への対応及び留意すべき事項等」について説明を行った。



暴力追放功労者全国表彰

令和5年11月30日、「令和5年度全国暴力追放運動中央大会」において、岐阜県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター委員長 堀雅博弁護士が暴力追放功労者銀章、同センター委員 臼井俊治弁護士が暴力追放功労者銅章をそれぞれ受賞されました。



第32回暴力追放岐阜県民大会

前回号でご案内しました上記大会の開催日時が、諸般の事情により変更となりましたので訂正してご案内いたします。

令和6年7月18日(木)
午後1時30分～



令和6年11月6日(水)
午後1時30分～